

第2章 基本計画

※この基本計画に掲載する主要事業において、「○」印は既存事業の充実を図る事業、「☆」印は新規に導入を検討していく事業となっています。

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

我が国では、日本国憲法にうたわれた個人の尊重や法の下の平等、基本的人権の尊重に則り、法律や制度をはじめ様々な面で男女平等の視点による改革が進められてきました。下田市においても、平成16年度から男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を進めてきました。

近年、時代とともに雇用や地域活動への女性の進出、男女の役割分担の変化が見られるようになってきましたが、私たちを取り巻く社会においては、性別による役割分担や男女差別が未だに残されているのが現状です。また、個人の意識の中にも、女性に対する差別や偏見、男女の役割分担に対する固定的な考え方などが根強く残されています。さらに、私たちの身の回りには、自分たちでさえ意識しない、認識しないジェンダーの考え方や視点がまだまだ多く残されています。

これらの意識や考え方に対する課題は、単に法律や制度を変えるだけではなかなか解決されません。長年染みついた一人一人の意識を変革させていくという長期的な取組が必要となります。私たちは、男女共同参画社会の実現という大きな目的を達成するため、男女共同参画の理解の促進に向けた広報・啓発活動及び教育による意識改革を進めます。

1) 男女共同参画の意識の醸成

男女共同参画社会の形成にはまだまだ多くの課題が残されており、その多くは個人の意識に起因していることから、まずは一人一人が男女共同参画、男女平等にかかる現状を理解し、認識を深めることが最優先の課題です。

このため、各種調査の実施や統計データ等の収集・分析、制度や慣行の点検などを行い、本市を取り巻く男女共同参画に関する状況を的確に把握するとともに、広報誌など様々なメディアを活用し、男女共同参画の必要性や学習情報、国内外の現状などに関する情報発信を行い、男女共同参画の意識を広げるための啓発活動に取り組みます。

【1-1-1】男女共同参画の広報・啓発活動の展開

1) 男女共同参画の啓発活動の展開

男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図るため、この計画の最優先課題として、幅広い媒体、様々な機会や方法を通じて、男女共同参画に関する意識の啓発活動を展開します。

<主要事業>

- | | |
|----------------------|---------|
| ○広報誌を活用した広報の実施 | (統合政策課) |
| ○男女共同参画に関する情報誌の発行 | (統合政策課) |
| ☆各種メディアに対する特集報道の協力要請 | (統合政策課) |
| ☆男女共同参画の周知イベントの開催 | (統合政策課) |

【1-1-2】情報提供及び調査・研究に対する取組みの推進

1) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

男女共同参画に関する国、県、市町村の動向や市内における女性の参画状況等について調査を行うとともに、本市の現状に即した男女共同参画事業の展開について研究を進めます。

<主要事業>

- | | |
|------------------------|---------|
| ○男女共同参画事業に関する情報収集 | (統合政策課) |
| ○各種統計データの収集、分析 | (統合政策課) |
| ○アンケート調査・懇談会等による市民意識調査 | (統合政策課) |

2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しの促進

家庭や職場、地域社会などに存在する男女を取り巻く制度や慣行、風習などについて調査、研究を行うとともに、それらの見直しを促進するため、現状を周知する情報発信や意識啓発活動を推進します。

<主要事業>

- | | |
|----------------------|---------|
| ☆社会制度や慣行等の点検調査事業 | (統合政策課) |
| ☆地域活動における男女共同参画の実態調査 | (統合政策課) |

2) 男女共同参画の視点に立った学びの推進

男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるためには、ただ法律や制度を変えるだけではなく、一人一人の意識を変えていくという息の長い取組が必要であり、そのためには、それぞれのライフステージに応じた活発な学習環境の提供が必要となります。

学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性等の理解を深めるとともに、主体的に進路等を選択できる能力や姿勢の育成に取り組みます。また、社会教育では、生涯を通じて、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供や家庭や地域生活における男女共同参画への理解の醸成に向けた取組を推進します。

【1-2-1】家庭・地域における男女共同参画に関する学習の推進

1) 家庭・地域における男女共同参画に関する学習の推進

男女共同参画に関する知識を深め、活動する人、実践する人を育成するため、ライフステージに応じた各種講演会や研修会、専門講座の開催を推進します。

また、活発な学習活動を展開するため、時間帯や会場設定、託児サービスの提供など参加しやすい環境づくりに努めます。

<主要事業>

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ○男女共同参画に関する講演会、研修会の開催 | (生涯学習課・統合政策課) |
| ○各種専門講座の開催 | (生涯学習課・統合政策課) |
| ☆県や関係団体等が実施する事業との連携促進 | (統合政策課) |
| ☆参加しやすい学習環境の提供 | (全課) |

【1-2-2】学校における男女平等教育の充実

1) 学校における男女平等教育の充実

学校教育や保育の場等において、成長過程や発達段階に応じた学習機会や活動環境を整備し、個人の尊厳と男女平等の視点を持った児童・生徒の育成を図ります。

<主要事業>

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ○男女平等の学習内容の推進と活動環境の整備 | (学校教育課) |
| ○男女平等の視点に基づいた進路指導の実施 | (学校教育課) |
| ○教育関係者に対する研修の実施 | (学校教育課) |
| ○乳幼児等とのふれあい体験の実施 | (学校教育課) |
| ○保育所・幼稚園における男性職員の配置 | (学校教育課・統合政策課) |